


参 考 资 料



名張市地域福祉推進協議会設置条例

(設置)

第1条 名張市地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市が策定する計画をいう。以下同じ。）の策定その他地域福祉の推進に関する事項に係る調査審議等をするため、名張市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するほか、第3号に掲げる事項に関して市長に建議することができる。

- (1) 名張市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 名張市地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関する事項
- (3) 総合的な地域福祉の推進に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内で社会福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 市内で社会福祉を目的とする事業を営む団体の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉子ども部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名張市地域福祉推進本部設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化の急激な進行をはじめとする社会の変化に対応し、住民主体の地域づくり活動等と連携して、総合的かつ効果的に地域福祉を推進するため、名張市地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉及び健康福祉関連施策の調整及び推進に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 本部員は、職務権限規程（昭和51年規程第4号）第20条第3項に規定する庁議の構成員をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が主宰する。

(地域福祉推進委員会)

第5条 推進本部に地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、福祉子ども部長を、副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、地域環境部長、市民部長、産業部長、都市整備部長、教育次長、市立病院事務局長及び統括監をもって充てる。

5 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認めた場合は、関係者を参画させることができる。

6 委員会は、推進本部が所掌する事項についてあらかじめ検討を行うほか、本部長が指示する事項を処理する。

(作業部会)

第6条 本部長は、委員会が所掌する事項について調査、研究を行わせるため、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、福祉子ども部医療福祉総務室において行う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年5月21日告示第87号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の名張市地域福祉推進本部設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第50号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第39号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第45号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

名張市地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	区分	団体名等
永田 祐	学識経験者	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
藤永 和生 (~平成31年3月31日)	社会福祉活動団体	赤目まちづくり委員会 有償ボランティア事業 「あんしんねっと赤目」 代表
藤村 純子 (平成31年4月1日~)	社会福祉活動団体	赤目まちづくり委員会 有償ボランティア事業 「あんしんねっと赤目」 事務局長
耕野 一仁	社会福祉活動団体	名張市身体障害者互助会 会長
小林 庄藏	社会福祉活動団体	名張市老人クラブ連合会 会長
草部 豊美	社会福祉活動団体	子育て支援ボランティア・おじゃまる広場 代表
福山 悦子 (~令和元年11月30日)	公共的団体	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
上島 芳子 (令和元年12月1日~)		
波多野 由章 (~平成31年3月31日)	公共的団体	名張郵便局 局長
前川 徹也 (平成31年4月1日~)		
木寺 正仁 (~令和元年5月28日)	公共的団体	一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 代表理事
田畑 純也 (令和元年5月29日~)	公共的団体	名張地区まちづくり協議会 会長
中内 中	公共的団体	名張保護司会 会長
市川 知恵子	社会福祉事業者 (障害者関係)	社会福祉法人 名張育成会 理事長
布川 高宏	社会福祉事業者 (高齢者関係)	社会福祉法人 弘仁会 特別養護老人ホーム国津園 施設長
萩森 真里子	社会福祉事業者 (高齢者関係)	社会福祉法人 名張厚生協会 名張養護老人ホームみさと園 施設長
奥村 和子	社会福祉事業者	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 会長

第4次名張市地域福祉計画策定の経過

		地域福祉推進協議会	備 考
平成30年度	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回 地域福祉推進協議会（1／15） ・委員委嘱等 ・地域福祉計画策定の背景 ・第1次～第3次地域福祉計画で構築した福祉基盤 ・第3次地域福祉計画の重点目標に係る事業の進捗、施策指標実績 ・地域福祉を取り巻く現状と課題 ・第4次地域福祉計画に新たに盛り込むべき事項 ・第4次地域福祉計画の策定スケジュール 	
令和元年度	5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回 地域福祉推進協議会（5／7） ・地域共生社会の実現に向けた名張市の取組 ・第4次地域福祉計画の構成及び骨子（案） ・地域福祉計画の評価指標（案） 	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回 地域福祉推進協議会（8／29） ・第4次地域福祉計画（素案）について 	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回 地域福祉推進協議会（9／24） ・第4次地域福祉計画（素案）について 	
	10月		<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進委員会（10／3） ○主管室長会議（10／17） ○庁議（10／25）
	11月		<ul style="list-style-type: none"> ○教育民生委員会協議会（11／12）
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ※地域福祉計画の市民への公開、意見聴取（パブリックコメント） 11月18日～12月17日 	
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回 地域福祉推進協議会（1／7） ・第4次名張市地域福祉計画のパブリックコメントの意見募集結果報告及び計画（案）について 	
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○主管室長会議（1／9） ○庁議（1／16） ○教育民生委員会協議会（2／7） 	